

かみしほろ

ふくしガイドブック

平成 24 年 6 月改訂版



上 士 幌 町

もくじ

■ 困ったときの相談

- 1 困ったときの相談窓口 1
- 2 民生委員児童委員 2

■ 生活にお困りの方へ

- 1 生活保護 3
- 2 生活福祉資金の貸し付け 3

■ おとしよりの福祉と医療

● 在宅生活の支援

- 1 高齢者の生活支援（三愛介護サービス） 4
- 2 除雪費の助成 4
- 3 緊急通報用電話機の設置 4

● 生きがいのある生活

- 1 老人クラブの活動 5
- 2 高齢者生きがいセンター 5
- 3 高齢者の集いの場（サロン） 6
- 4 敬老会の開催と敬老祝金の支給 6

● 高齢者の医療

- 1 後期高齢者医療制度 7

● 高齢者の権利擁護

- 1 成年後見制度の利用支援 9

■ 介護が必要な方と、介護をする家族等のために

- 1 介護保険制度 10
- 2 地域包括支援センター 12
- 3 介護予防の各種教室、事業 12
- 4 介護をする方への支援 12

■ 障がいのある方への福祉と医療

● 各種手帳の交付

- 1 身体障害者手帳 14
- 2 療育手帳 14
- 3 精神障害者保健福祉手帳 15

●生活の支援

1	障害者自立支援法	15
2	障がい者相談支援事業所	16
3	補装具の給付（購入・修理）	17
4	軽度難聴児補聴器費支給事業	17
5	障がい者の日常生活用具の給付等	18
6	難病患者等の日常生活用具の給付	18
7	在宅要援護者の移送サービス	19
8	駐車禁止除外指定車標章	19

●各種手当・年金

1	特別児童扶養手当	19
2	特別障害者手当	20
3	障害児福祉手当	20
4	重度心身障害者年金（町見舞金）	21
5	国民年金の障害基礎年金	21
6	厚生年金の障害厚生年金・障害手当金	21
7	共済組合の障害年金等	22
8	労働災害の年金（労災）	22
9	心身障害者扶養共済制度	22

●病院にかかったときの医療費の助成

1	重度心身障がい者の医療費助成	24
2	自立支援医療（更生医療）	24
3	自立支援医療（育成医療）	25
4	自立支援医療（精神通院医療）	25
5	特定疾患（難病）の医療費助成	26
6	小児慢性特定疾患の医療費助成	26

●各種費用の助成・割引

1	運賃等の割引	27
2	社会福祉施設等通所費の助成	29
3	じん臓機能障害者通院交通費の助成	29
4	自動車改造費の助成	30
5	NHK放送受信料の免除	30
6	NTTの無料番号案内	31
7	携帯電話基本使用料等の割引	31

●税の控除・減額免除

1	各種税の控除	32
2	自動車税、自動車取得税の減免	32
3	軽自動車税の減免	33
4	預貯金等の利子の非課税制度	33

●各種団体の活動

1	NPO法人サポートセンター白樺	34
---	-----------------	----

■子どもの福祉と医療

●各種手当・助成制度

1 児童手当	35
2 子どもの医療費助成	35
3 交通遺児等のための給付金	36

●妊娠・出産の支援

1 各種事業	37
2 特定不妊治療費助成	37

●子どもの健康と発達

1 各種事業、予防接種	38
2 子ども発達支援センター	39
3 児童の虐待防止	39
4 児童相談所	40

●保育

1 保育所	40
2 一時保育	40
3 子育て支援センター	41
4 学童保育	41
5 かみしほろ子育てサポート事業	42
6 里親制度	42

●ひとり親の福祉と医療

1 児童扶養手当	43
2 ひとり親家庭の医療費助成	43
3 母子寡婦等福祉資金の貸し付け	44
4 母子寡婦会の活動	44
5 母子年金（町見舞金）	45

■成人の健康のために

1 健康診査、予防接種	46
2 健康教育、健康相談	46

■国民健康保険

1 国民健康保険について	47
--------------	----

■戦傷病者、戦没者遺族のために

1 平和追悼献花式	50
2 戦傷病者戦没者遺族等の援護	50
3 軍人恩給	50
4 遺族会の活動	50

■その他の福祉制度

●住宅に関する制度

- 1 老人アパートへの入居 51
- 2 住宅改修の支援 51
- 3 住宅手当緊急特別措置事業 52

●災害時の支援

- 1 災害発生時の支援 53
- 2 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金 53

●福祉・ボランティア団体の活動

- 1 社会福祉協議会 54
- 2 日本赤十字社の活動 54
- 3 保護司の活動 54

●その他

- 1 外国人高齢者・障害者への福祉給付金の支給 55
- 2 高齢者等福祉バスの利用 55
- 3 福祉バス（借上バス）の利用 55

■町内福祉施設・医療機関のご案内

- 1 健康増進センター「ふれあいプラザ」 56
- 2 町内の医療機関・薬局・介護保険施設など 56



困ったときの相談

1 困ったときの相談窓口

【生活全般】

内容	相談機関	連絡先
生活・保健・福祉・医療・介護などの生活全般、どこに相談したらよいか迷ったとき	役場保健福祉課	2-2111
	民生委員児童委員	詳細は次ページ参照

【成人のからだやこころの健康、障がいのある方】

内容	相談機関	連絡先
からだ・こころの健康全般	役場保健福祉課（ふれあいプラザ内）	2-4128
国保や高齢者の医療保険	役場保健福祉課	2-2111
身体・知的・精神の障がい	障がい者相談支援事業所（役場保健福祉課内）	2-2111
	身体障害者相談員	高橋 強 2-3823
	知的障害者相談員	柏川秀明 2-2267

【高齢者、権利擁護、年金】

内容	相談機関	連絡先
高齢者の生活や介護、権利擁護	役場保健福祉課（ふれあいプラザ内）	2-5555
介護保険制度、介護サービスの苦情	役場保健福祉課	2-2111
年金に関すること	役場町民課	2-2111
	帯広年金事務所	0155-65-5002

【子ども、女性、ひとり親】

内容	相談機関	連絡先
不妊治療費の助成	役場保健福祉課（ふれあいプラザ内）	2-4128
妊娠・出産・乳幼児の健康	役場保健福祉課（ふれあいプラザ内）	2-4128
育児相談	役場保健福祉課（ふれあいプラザ内）	2-4128
	子育て支援センター、子ども発達支援センター	2-4152、2-4773
子どもの健康・病気	役場保健福祉課（ふれあいプラザ内）	2-4128
子どもの発達の遅れ・障がい	子ども相談支援事業所（子ども発達支援センター内）	2-4773
子どもの身体・知的障がい	障がい者相談支援事業所（役場保健福祉課内）	2-2111
子どもの虐待	役場保健福祉課	2-2111
	帯広児童相談所	0155-22-5100
配偶者や恋人からの暴力（DV）	役場保健福祉課	2-2111
ひとり親の生活	役場保健福祉課	2-2111

【その他】

内容	相談機関	連絡先
家庭内・隣近所のトラブル、いじめ、差別などの人権相談	人権擁護委員	西田英豊、山本節子 米澤政志
行政機関の業務に関すること	行政相談委員	南雲栄一
ボランティアに関すること	社会福祉協議会	2-4688
公営住宅への入居	役場建設課	2-2111
無料法律相談	役場企画財政課	2-2111
悪質商法、契約などの消費生活	役場町民課	2-2111
労働相談（仕事の斡旋ではありません）	役場町民課	2-2111
その他の心配ごと相談	社会福祉協議会	2-4688

2 民生委員児童委員

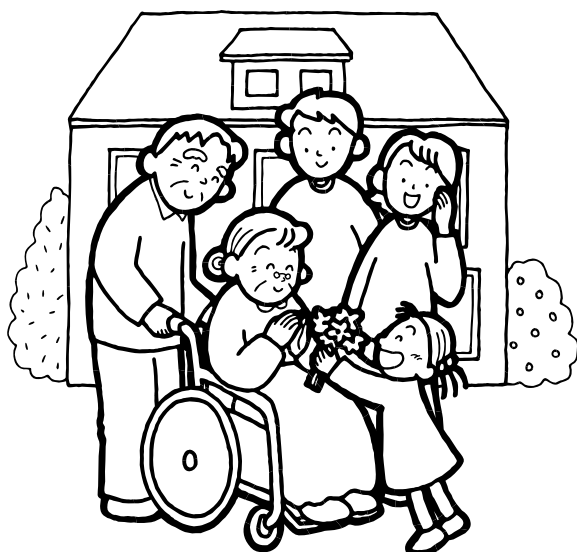
民生委員児童委員と主任児童委員は、各地域で皆さんとともに生活し、地域福祉の増進や明るく健全な地域づくりに努めています。また、あらゆる相談に親身になって対応し、生活保護や青少年の非行問題など幅広い仕事を、役場をはじめ各関係機関と連携をとって行っています。

秘密はかたく守られますので、お困りの際はお気軽にご相談ください。

氏名	住所	電話番号	担当地区
馬場美子	15区	2-2904	1区
斉藤博子	1区	2-4320	2区、3区の1
齋藤美恵子	3区	2-2608	3区の2
吉田守	7区	2-3874	7区の1
水越シゲ子	7区	2-2422	7区の1、7区の2
老月智慧	4区	2-3195	4区、5区、8区
馬場敏美	7区	2-4701	9区、16区
石川裕子	10区	2-3246	10区の1、10区の2
嶋木篤麿	10区	2-4248	10区の1、10区の2、14区
伏見二三子	11区	2-3761	11区の1
山下京子	11区	2-3407	11区の2
江波戸礼子	11区	2-3187	6区、11区の1、12区、13区
西原竹一	17区	2-4568	17区、北居辺
長屋晴夫	萩ヶ岡	2-4326	萩ヶ岡、清水谷
瓦井博	上音更	2-4078	上音更、豊岡、勢多、15区・16区（更進）
関口孝俊	東居辺	2-4463	北門、東居辺
河田充	糠平	4-2033	糠平、幌加、三股
西田留里子	11区	2-4757	主任児童委員（全区）
小林広子	2区	2-4693	主任児童委員（全区）

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111



生活にお困りの方へ

1 生活保護

家族の収入や財産をすべて活用しても、最低限度の生活が確保できない世帯に対して、健康で文化的な生活を保障し、自立に向けた指導援助を行います。

【生活保護のしくみ】

生活保護は世帯を単位に決定されます。一緒に生活している世帯全員の収入が国の定めた最低生活費を下回ったときに、保護に該当することになります。

保護基準（最低生活費）と収入の差額が生活保護費となります。

生活に困ったことがありましたら、下記相談窓口、または地区の民生委員にお気軽にご相談ください。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

民生委員児童委員（地区の担当民生委員は前のページをご覧ください。）

2 生活福祉資金の貸し付け

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定のために、様々な用途に応じて資金を貸し付けいたします。

【利用できる方】

- ・低所得者世帯：世帯の収入が一定基準以下の方
 - ・障がい者世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方もしくは、現に障害者自立支援法によるサービスを利用しているなど、各手帳の所持と同等とみなされる方の属する世帯
 - ・高齢者世帯：65歳以上の介護を必要とする高齢者の属する世帯
- ※原則として連帯保証人が必要となります。

【貸付資金の種類】

- ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- ・教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

【その他】

申込みから貸付、返済中において民生委員の相談援助活動を受けていただきます。

◇お問い合わせ先

社会福祉協議会 TEL2-4688

民生委員児童委員（地区の担当民生委員は前のページをご覧ください。）

おとしよりの福祉と医療

■ 在宅生活の支援

1 高齢者の生活支援（三愛介護サービス事業）

様々なサービスを利用することにより、自宅での生活を継続し、自立への支援を行います。

【利用できる方】

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯の高齢者で、虚弱等により何らかの支援が必要な方。

【サービスの内容】

種類	内容	料金
給食サービス	年中無休で夕食をお届け。安否確認も行います。	1食 300～500円。
通院サービス	町内外の医療機関への通院交通費を助成。 (町内医療機関への通院は市街地行政区以外に限る。)	実費の 1/2～1/4。 (減免対象者 1/4)
入浴サービス	施設で入浴の介助を行います。	1回 830円。
ホームヘルプサービス	自宅を訪問して生活の援助や生活上の相談・助言。	15分 70円。
ショートステイサービス	家族が一時的に介護できない場合の施設での介護。	1日 2,190円。

【手続方法・持参するもの】

相談により聞き取り調査を行い、地域ケア会議において決定されます。※債務保証人が必要となります。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 介護支援担当 TEL2-5555

2 除雪費の助成

高齢者や障がい者の在宅生活を支援するため、除雪にかかる費用を助成します。

【利用できる方】

心身の虚弱や障がいなどにより除雪が困難とされるおおむね 65 歳以上の高齢者及び障がい者で、住民税非課税世帯の方。

【制度の内容】

業者に発注して除雪を行った場合に、1回につき 500 円を助成します。
事前に認定を受け、除雪を行った場合に支給の申請をしてください。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 介護支援担当 TEL2-5555

3 緊急通報用電話機の設置

ひとり暮らしで生活に不安のある高齢者の住宅に、緊急時に対応できる通報用電話機を設置します。緊急時には電話での応答や協力員への派遣依頼、必要に応じ救急車の手配まで行います。

【利用できる方】

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしなどの高齢者で、病気や障がい等があり緊急体制が必要とされる方。 ※緊急協力員 3 名の登録が必要となります。

【制度の内容】

費用：無料（基本料金・通話料については自己負担となります。）
申請により聞き取り調査を行い、決定されます。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 介護支援担当 TEL2-5555

■生きがいのある生活

1 老人クラブの活動

生きがいと健康づくりのため、地域の高齢者が集い、様々な活動を行っています。町内に 10 のクラブがあり、各クラブが集まり老人クラブ連合会を組織しています。

【単位老人クラブ】

上土幌老人クラブ寿会	北居辺（寿）老人クラブ	上音更老人クラブ	糠平老人クラブ
上土幌老人クラブこぶし会	北門老人会ひまわり会	勢多老人クラブ	
上土幌さわやか老人会	東居辺福寿会	萩ヶ岡老人クラブ	

【主な活動】

◆ 単位老人クラブ

- ①各種研修会、研修旅行 ②講演会などの生涯学習活動 ③ボランティア活動
- ④パークゴルフやゲートボールなどのスポーツ活動 ⑤ふれあい公園花壇づくり
- ⑥小学校との交流活動 など

◆ 老人クラブ連合会

- ①体操教室、介護予防教室 ②生きがいセンター花壇整備の取組 ③清拭布づくりなど

◇お問い合わせ先

社会福祉協議会 TEL2-4688

2 高齢者生きがいセンター

サークル活動などを通して、高齢者が生きがいをもって生活を送るための施設です。

【生きがいセンターの概要】

農林漁家高齢者生きがいセンター、屋内ゲートボール場

住 所：上土幌町字上土幌東 2 線 242 番地（7 の 1 区）

開館時間：月曜日から金曜日 午前 9 時～午後 5 時

サークル活動：陶芸・石細工・手芸・写真・ゲートボールなど

◇お問い合わせ先

高齢者生きがいセンター TEL2-3861

3 高齢者の集いの場（サロン）

誰でも気軽に活動や交流ができる場として、「高齢者の集いの場」を実施・支援しています。

【利用できる方】

町内に住む概ね65歳以上の方。

【サロン活動内容】

①ほがらかサロン

開設日時：月1回（基本月末の火曜日） 午後2時～午後3時30分頃まで

開設場所：「高齢者生きがいセンター」と「ふれあいプラザ」で月交代

内 容：お茶会、レクリエーション（ゲームなど）

交通手段：町内循環バス（無料）等をご利用ください。（循環バスの利用が困難な方はご相談ください。）

②ぷらっと・かふえ

開設日時：月2回（火曜日1回、木曜日1回）

午前10時～午後4時まで（お好きな時間にご利用できます。）

開設場所：高齢者生きがいセンター

内 容：レクリエーション用具・ゲーム用具の貸出、いきいき図書館の利用、施設内で活動するサークルの見学 など

交通手段：町内循環バス（無料）等をご利用ください。

※詳しい開設日時や内容等は、下記機関にお問い合わせください。

【その他】

サポーター登録をお待ちしております。高齢者の集いの場を運営する上で、サポーターの協力・支援が必要です。興味のある方は、是非ご連絡ください。

また、自主的サロンの支援や出前サロンの実施も行っておりますので、お気軽にご相談ください。（サポーター登録には認知症サポーター養成講座の受講が必要となります。）

◇お問い合わせ先

社会福祉協議会 Tel2-4688 高齢者生きがいセンター Tel2-3861

4 敬老会の開催と敬老祝金の支給

社会に貢献した高齢者の方に対して、長寿を祝福し多年の労をねぎらうため、式典を開催し祝金を支給します。満100歳になられた方には、100歳の誕生日に祝金を贈呈します。

【敬老会対象者】

毎年9月1日現在で70歳・88歳・100歳になられた方で町内に居住している方。

【敬老祝金の支給】

70歳 10,000円、88歳 15,000円、100歳 20,000円

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 Tel2-2111

■高齢者の医療

1 後期高齢者医療制度

75歳以上（一定の障がいのある方は65歳以上）の方は、病気やけがをした場合、後期高齢者医療制度で医療を受けます。

【こんなときには届出を】

こんなとき		必要なもの
加入する とき	75歳になったとき	印鑑
	一定の障がいのある方（65歳以上75歳未満）	印鑑・障害者手帳など
	他の市町村から転入してきたとき	印鑑・負担区分等証明書・一定の障がいのある方は障がいの内容がわかるもの
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑
喪失する とき	他の市町村へ転出するとき	印鑑・被保険者証
	死亡したとき	印鑑・被保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑・被保険者証
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	印鑑・被保険者証
	被保険者証・健康手帳を破損やなくしたとき	印鑑

※届出は必ず14日以内に手続きしましょう。

一定の障害のある65歳以上75歳未満の方は、加入するかどうかを選択できます。

【受けられる医療の内容】

医療給付の種類	こんなときに受けられます	給付を受けるときは
療養の給付	病気やけがの治療を受けたとき	医療機関で被保険者証を提示
入院時食事療養費	入院したときの食事	住民税非課税世帯の方は事前に申請が必要
入院時生活療養費	療養病床に入院したときの食費・居住費	
保険外併用療養費	利用者の選定による特別の病室の提供などを受けたとき	申請は不要
訪問看護療養費	訪問看護サービスを受けたとき	
療養費	やむを得ず医療費の全額を自己負担したとき	申請により支給
特別療養費	資格証明書を受けている人が病気やけがの治療を受けたとき	
移送費	緊急の入院や転院で移送が必要になったとき	
高額療養費	1か月の自己負担が高額になったとき	
葬祭費	被保険者が死亡し、葬祭を行ったとき	
高額介護合算療養費	同じ世帯で医療と介護の両方の自己負担があり、これが高額になったとき	

【医療費の自己負担】

医療機関にかかるときは、被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

区 分	負 担 割 合
一 般	1 割
現役並み所得者	3 割

【高額療養費】

1か月の医療費の自己負担が高額になった場合は、自己負担の限度額を超えた額が申請により払い戻しされます。自己負担の限度額は所得によって決定されます。

【高額介護合算療養費】

1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に「健康保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合、払い戻しがあります。限度額は年齢と所得に応じて決定します。

【療養費】

次のような医療を受け、費用を全額支払った場合、申請により保険適用分が払い戻しされます。

こんなとき	申請に必要なもの
緊急その他やむをえない事情で医療受給者証を持たずに治療を受けた場合	印鑑・被保険者証・医療機関の領収書・口座のわかるもの
コルセットなどの治療用補装具を購入した場合	印鑑・被保険者証・医師の証明書・医療機関の領収書・口座のわかるもの
輸血のための生血代を負担した場合（親族間は除く）	印鑑・被保険者証・血液提供者の領収書・医師の理由書か診断書・医療機関の領収書・口座わかるもの
海外渡航中に、病気やけがのため医療機関で治療を受けた場合	印鑑・被保険者証・診療内容明細書及び領収書（日本語の翻訳文も必要となります）・口座のわかるもの

【特定疾病】

血友病・人工透析を必要とする慢性腎不全等の方には、申請により「特定疾病療養受療証」が交付されます。慢性腎不全等の治療について、自己負担額が月額10,000円までとなります。

【交通事故にあった場合、仕事中にけがをした場合】

交通事故により第三者にけが等をさせられた場合等に後期高齢者医療制度を使って治療を受けるときは届出が必要です。かかった医療費は、後日、加害者に請求することになります。また、仕事中にけが等をした場合は、後期高齢者医療制度ではなく労災保険が使われますので、ご注意ください。

【保険料】

後期高齢者医療制度に加入したら保険料を納めます。保険料は基本的には年金からの天引きとなります。保険料額は所得の状況によって異なります。

※保険料の滞納がある場合

災害等の「特別な理由」がないにもかかわらず滞納がある場合は、保険証の有効期間が短くなったり、資格証明書が交付され、医療機関の窓口で全額を支払って、後日、精算することになります。

無理なく納められるようご相談をお受けしますので、滞納のままにせずに必ず担当までご相談ください。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 後期高齢者医療担当 Tel.2-2111

■ 高齢者の権利擁護

1 成年後見制度の利用支援

低所得者でも成年後見制度を利用できるように、町が法定後見開始の審判等の請求を行うことが必要と認める方に、家庭裁判所に対する申立の経費（登記手数料、鑑定費用等）や成年後見人等の報酬を助成します。

- 成年後見制度とは…認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の十分でない方の判断能力を補い、自己決定の意思を尊重・保護する制度です。

【利用できる方】

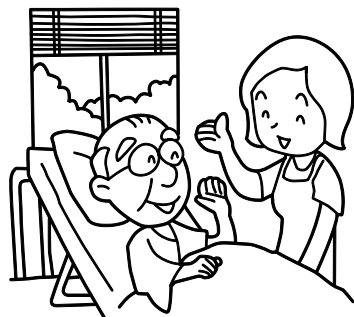
制度を希望する低所得者で、申立て費用・後見報酬の支払いが困難な方。

【内容】

申立てに要する手数料と後見人（原則として法人後見）へ支払う報酬を助成します。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 介護支援担当（地域包括支援センター） Tel.2-5555



介護が必要な方と、介護をする家族等のために

1 介護保険制度

高齢化が進み介護を必要とする人が増えており、また、家族だけで介護が必要な人を支えることが難しくなっています。

介護保険は、介護を必要とする人やその家族が、住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護を社会全体で支え合う制度です。

【加入する方】

介護保険には 40 歳以上の方全員が加入します。

65 歳以上の方は、介護が必要となったときに、原因を問わずに「要介護認定」を受けることで介護サービスを利用できます。

40 歳から 64 歳の方は、老化による特定の病気（特定疾病）が原因で介護が必要になったときに限り、「要介護認定」を受けることで介護サービスを利用できます。

【介護保険の手続き】

介護保険では、加入（資格取得）や脱退（資格喪失）の手続きは必要ありません。ただし、65 歳以上の方で次のような場合には届け出が必要です。

こんなとき	必要なもの
他の市町村から転入	印鑑、転入届、受給資格証明書（要介護認定を受けている人のみ）
他の市町村へ転出	印鑑、被保険者証、預金口座がわかるもの
死亡	印鑑、被保険者証、相続人の預金口座がわかるもの
町内で居住地を変更	印鑑、被保険者証
被保険者証の紛失・破損	印鑑、破損した被保険者証

※届出は 14 日以内に行ってください。

【介護保険料】

介護保険料は介護が必要になったときのために、また社会全体で介護を支えるために 40 歳以上の方全員が納めます。

●65 歳以上の方（1 号被保険者）の保険料

所得段階	対象者	年間保険料額
第 1 段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護の受給者	18,800 円
第 2 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	18,800 円
特例 第 3 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	30,100 円
第 3 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	32,900 円
特例 第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	42,300 円
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	47,100 円
第 5 段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	51,800 円
第 6 段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の方	58,800 円
第 7 段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 190 万円以上の方	70,600 円

※上記の保険料額は平成 24～26 年度の金額です。介護保険料は 3 年ごとに見直されます。

保険料を滞納すると…

特別な事情がなく介護保険料を滞納していると、厳しい措置がとられます。今は介護が必要なくても必要になったときに困らないよう、保険料はきちんと納めましょう。

納入が難しいときは、滞納のままにせず、まず担当窓口へご相談ください。

●40～64 歳の方（2号被保険者）の保険料

国保や社保などの医療保険の保険料（税）に上乗せした形で一緒に納めます。

※加入している医療保険によって異なります。

【介護サービスの利用】

介護サービスを利用するには、「要介護認定」を受ける必要があります。

認定を受けた後、本人や家族の意向をもとに利用するサービスを決めます。

※非該当（自立）と判定された場合は、介護保険によるサービスは受けられません
が、町が独自で行う介護を予防する事業や、保健・福祉サービスが受けられます。

【サービスの利用料】

費用の1割が自己負担となります。

※施設でのサービスを利用した場合の食事代や居住費は自己負担となります。

介護費用の1割の自己負担分が上限額を超えた場合は、申請により高額サービス費として払い戻しされます。該当する方には、役場からご案内しています。

【サービスの種類】

サービスの種類	サービスの内容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排泄などの身体介護や、炊事・掃除などの生活援助を行います。
訪問入浴介護	巡回入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助を行います。
訪問看護	看護師などが家庭を訪問し、病状の観察や床ずれの手当などを行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、リハビリを行います。
通所介護(デイサービス)	施設などで食事・入浴の提供や、日常動作訓練が受けられます。
通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設や病院などに通って、リハビリを受けます。
短期入所生活介護、短期入所療養介護(ショートステイ)	施設に短期間入所し、介護や機能訓練を受けます。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師が療養上の管理や指導を行います。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	比較的安定した認知症の方が共同生活をしながら介護を受けます。
特定施設入所者生活介護	有料の老人ホームに入所し、必要な介護を受けます。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助ける福祉用具を借りることができます。
福祉用具購入費の支給	貸与になじまない福祉用具を購入した場合の費用を支給します。
住宅改修費の支給	小規模な住宅改修をした場合の費用を支給します。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で自宅での介護が困難な方が入所し、日常生活の介護や健康管理などを受けます。
介護老人保健施設	病状が安定した方が入所し、医学的な管理のもとで日常生活の介護や機能訓練などを受けます。
介護療養型医療施設	病状が安定し、長期の療養を必要とする方が入院し、療養上の管理や医療を受けます。

【その他】

介護保険制度や介護サービスの利用に関して、苦情や相談も随時受け付けています。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 介護保険担当（役場庁舎） TEL2-2111
地域包括支援センター（ふれあいプラザ） TEL2-5555

2 地域包括支援センター

お年寄りの生活に関する悩みや心配ごと、また介護保険の相談などに対応する機関です。

介護保険に関する相談、介護保険以外の保健福祉サービス利用のお手伝い、高齢者の権利擁護、介護用品の展示や紹介・アドバイス、介護を予防するための教室などを行なっています。

◇お問い合わせ先

地域包括支援センター（ふれあいプラザ） TEL2-5555

3 介護予防の各種教室、事業

高齢者が、できる限り介護が必要な状態にならないように、元気で生き生きとした老後生活を送れるようにするための支援を行います。

また、介護をする方や地域で介護予防に関わる方への支援を行います。

教室・事業	内容
転倒骨折予防教室	骨折を予防し、転倒しにくい身体を作るための体操教室
閉じこもり認知症予防教室	閉じこもりや認知症を予防するレクリエーション等
高齢者食生活改善教室	栄養や食生活改善のための調理実習や食事会
地域での介護予防の支援	地域で支援活動に関する人材育成のための講演会等
介護予防の普及啓発	介護予防に関する知識や理解を広めるための講演会や教室等
介護予防関連のボランティア養成講座	高齢者の見守りや支援体制を作るための一般の方を対象とした養成講座

開催する教室や事業は変更される場合があります。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 介護支援担当（地域包括支援センター） TEL2-5555

4 介護をする方への支援

高齢者を介護している家族等に対して、介護方法などの知識の普及や介護用品の支給を行い、介護者の介護負担と費用負担を軽減します。

【事業の内容】

●家族介護者教室

要介護者を介護している家族に対し、高齢者に起こりがちな障がいや認知症等の理解とその介護方法について指導し、介護者同士の交流を深めることで介護者を元

気になる教室を開催します。

●家族介護用品支給事業

重度の要介護認定（要介護2以上）を受けている方で、町民税非課税世帯の高齢者を介護している家族に対し、紙おむつなどの介護用品を支給します。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 介護支援担当（地域包括支援センター） Tel.2-5555

障がいがある方への福祉と医療

■ 各種手帳の交付

1 身体障害者手帳

身体に一定の障がいがある方は、身体障害者手帳の交付を受けることができます。この手帳の交付により、補装具や日常生活用具の給付、医療費の助成、運賃等の割引、また各種助成制度や税金の控除などの制度を利用することができます。

【障がいの内容】

障がいになったところ	障がいの名称	
眼に障がいがある場合	視覚障害	
耳に障がいがある場合	聴覚障害	
体がふらつく場合	平衡機能障害	
声がでない、話すことができない場合	音声機能障害・言語機能障害 そしゃく機能障害	
手・足・体に障がいがある場合	肢体不自由	上肢障害、下肢障害、体幹機能障害
内臓に障がいがある場合	内部障害	心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう機能障害、直腸機能障害、肝機能障害

障がいの程度によって1～6級に区分されます。

【申請方法・持参するもの】

- ・ 指定する医師の診断書
- ・ 顔写真
- ・ 印鑑

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

2 療育手帳

児童相談所、心身障害者総合相談所で知的障がいと判定された方に、療育手帳が交付されます。この手帳の交付により一貫した指導や相談を受けることができ、年金や手当、医療費の助成や税の控除など各種制度を利用することができます。

【障がいの内容と程度】

「A」…障がいの程度が重度のことで、日常生活における介助を必要とします。

IQ（知能指数）がおおむね35以下

「B」…障がいの程度が軽度または中度のことです。

中度～IQ（知能指数）がおおむね50以下

軽度～IQ（知能指数）がおおむね75以下

【申請方法・持参するもの】

申請の前に、まず下記担当までご相談ください。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当（役場庁舎） TEL2-2111

健康増進担当（ふれあいプラザ内） TEL2-4128

3 精神障害者保健福祉手帳

6ヶ月以上精神障がいの状態にあり、日常生活や社会生活に制限を受ける方で、精神障がいを事由とする年金を受けられている方や、医師の診断書により障がいが確認できる方は、精神障害者保健福祉手帳を受けることができます。

この手帳の交付により、各種手当や税金の控除、その他の福祉制度が利用できます。

【障がいの内容と等級】

障がいの程度により1級、2級、3級の3等級に区分されます。

【申請方法・持参するもの】

障害年金を受給している場合

- ・精神障がいを事由としている年金証書
 - ・年金支払通知書
 - ・顔写真
 - ・印鑑
- 上記以外の方

- ・医師の診断書
- ・顔写真
- ・印鑑

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 Tel2-2111

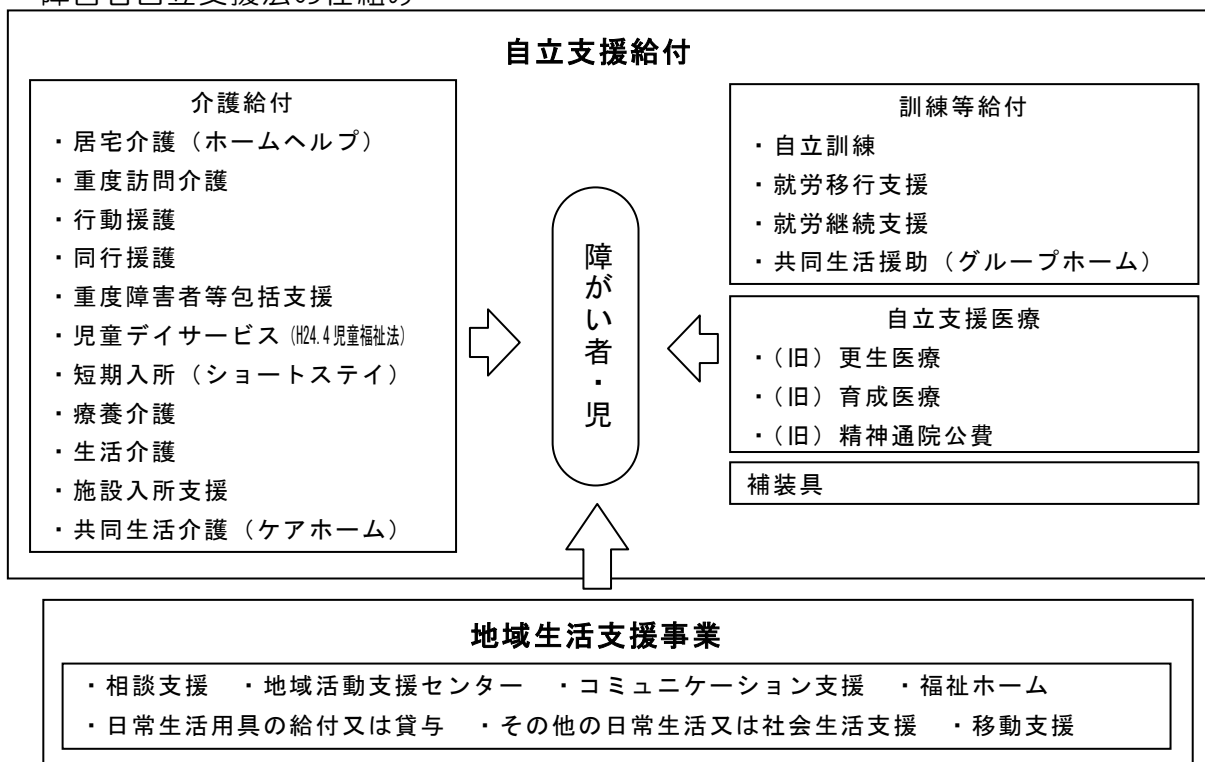
■生活の支援

1 障害者自立支援法

障害者自立支援法は、障がいのある人が自立した生活ができるように必要な支援を行い、障がいのある人もない人も安心して暮らせる地域をつくることを目指しています。

【制度・事業の内容】

障害者自立支援法の仕組み



- ・障がいの種別（身体、知的、精神）に関わらず、共通のサービスが受けられます。
- ・介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具の支給、地域生活支援事業があり、障がいがある人の地域での自立した生活を総合的に支援します。
- ・就労の支援を抜本的に強化します。
- ・支援の必要度に関する客観的な尺度を導入し、支給決定の仕組みを透明化、明確化します。

【費用】

サービス費用や医療費の1割が自己負担となります。

※利用者負担は、所得に応じて1カ月当たりの上限額が決められたり、軽減措置があります。また一定所得以上の方は、対象外となる場合もあります。

【申請、サービスの利用】

サービスを利用したい方は、まず下記の担当までご相談ください。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

2 障がい者相談支援事業所

障がいのある方やその家族の日常生活における相談や様々な支援を行う事業所です。日常生活での悩み、不安を共に考え、その方の持つ様々なニーズにご自身で取り組んで行けるよう、支援を行っていきます。

【事業内容】

- ①日常生活全般に関する相談
- ②障がい福祉サービスの情報提供
- ③サービス等利用計画の作成・評価
- ④訪問・面談等によるモニタリング
- ⑤その他必要な相談支援、助言

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当（事業者所在地） TEL2-2111

3 補装具の給付（購入・修理）

身体の失われた部分や思うように動かすことができないような障がいがある部分を補い、日常生活をしやすくする用具を給付します。

【利用できる方】

身体障害者手帳をお持ちの方。身体障害者手帳に記載されている障がい区分に応じて、補装具の購入や修理の給付をします。

【制度の内容】

対象となる障がい	補装具の種類
肢体不自由	・義肢・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助杖・座位保持装置 他
視覚障がい	・盲人安全杖・眼鏡・義眼
聴覚障がい	・補聴器
音声・言語機能障がい	・重度障害者用意思伝達装置
内部障がい	・車いす・電動車いす

【費用】

費用の1割が自己負担となります。

※市町村民税非課税世帯の方は、利用者負担が無料となります。

【手続方法・持参するもの】

・医師の意見書 ・業者の見積書 ・身体障害者手帳 ・印鑑

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 Tel2-2111

4 軽度難聴児補聴器費支給事業

身体障害者手帳の交付とならない軽度の難聴がある子どもを対象に、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成する事業です。

【利用できる方】

町内に住所を有する身体障害者手帳の交付対象とならない軽度の難聴児（18歳未満）で、次のいずれにも該当する方。ただし、要件を満たしていても、世帯員の所得額により対象外となる場合があります。

- ①両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満、または片耳の聴力レベルが50デシベル以上で他の耳の聴力レベルが90デシベル未満の方。
- ②耳鼻咽喉科的治療により聴力改善が見込めない方。

【費用】

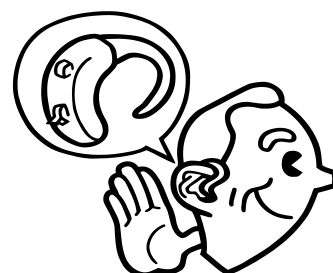
原則費用の1割が自己負担となりますが、所得に応じて軽減措置があります。

【手続方法・持参するもの】

・医師の意見書（町所定様式） ・業者の見積書 ・印鑑

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 Tel2-2111



5 障がい者の日常生活用具の給付等

在宅で生活している重度身体障がい者に対し、日常生活の便宜を図るために日常生活用具を給付等します。

【利用できる方】

在宅で生活している重度身体障がい者（児）で、身体障害者手帳をお持ちの方。各種目によって障がいの程度や子どもと大人の違いで給付条件が異なります。

【日常生活用具の種類】

障がいの区分	種 目
肢体不自由	浴槽、湯沸器、便器、入浴担架、体位変換器、訓練用ベッド、訓練いす、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、ワードプロセッサ、歩行支援用具、特殊尿器、入浴補助用具、移動用リフト、居宅生活動作補助用具、歩行補助つえ、頭部保護帽 など
視覚障がい	視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、盲人用カナタイプライター、点字タイプライター、点字器、盲人用音声式体温計、盲人用時計、盲人用体重計、電磁調理器、点字図書、ワードプロセッサ、視覚障害者用拡大読書器、点字ディスプレイ、歩行時間延長信号機用小型送信機 など
聴覚、音声、言語機能障がい	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、文字放送デコーダー など
その他	透析液加湿器、火災警報器、自動消火器、携帯用会話補助装置、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、人工喉頭、ストマ装具、収尿器 など

【費用】

費用の1割が自己負担となります。

※市町村民税非課税世帯の方は、利用者負担が無料となります。

【手続方法・持参するもの】

・医師の意見書 ・業者の見積書 ・身体障害者手帳 ・印鑑

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

6 難病患者等の日常生活用具の給付

在宅で難病等を治療されている方に、快適な日常生活が送れるよう日常生活用具を給付します。

【利用できる方】

- ①厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業（特定疾患調査研究分野）の対象疾患患者及び関節リウマチ患者
- ②在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断される方
- ③介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法などに基づく制度の対象とならない方

【日常生活用具の種類】

- ・便器 ・特殊マット ・特殊寝台 ・特殊尿器 ・体位変換器 ・入浴補助用具 ・車いす
- ・歩行支援用具 ・電気式たん吸引器 ・意思伝達装置 ・ネブライザー ・移動用リフト
- ・居宅生活動作補助用具 ・特殊便器 ・訓練用ベッド ・自動消火器 ・動脈血中酸素飽和度測定器

【費用】

生計中心者の所得に応じて、自己負担額が決定されます。

【手続方法・持参するもの】

・医師の診断書（町所定様式） ・業者の見積書 ・印鑑

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

7 在宅要援護者の移送サービス

高齢者や障がい者など移動が困難な方に、病院への通院や買い物、趣味の活動の送迎を行います。

【利用できる方】

原則、日常的に車いすを利用し、一人で移動することが困難な方で、公共の交通機関を利用することが困難な方。事前に利用者登録が必要です。

【費用】

5kmまで250円。5kmを超えた場合、1km毎に30円。
目的地で車を待たせる場合は、30分につき350円。

◇お問い合わせ先

上士幌町社会福祉協議会 TEL2-4688

8 駐車禁止除外指定車標章

歩行困難な障がいのある方などが、現に使用中の車両を駐車する際に、標章の掲出及び指定する方法により駐車することで駐車禁止区域内に駐車することができます。

【利用できる方】

心身に障がいがあり、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症認定者）をお持ちの方。ただし、障がいの内容や等級によって対象外となります。

【手続方法・持参するもの】

・障がい者手帳等 ・印鑑 ・旧標章（新規申請除く）

◇お問い合わせ先

帯広警察署 交通課 TEL0155-25-0110

■各種手当・年金

1 特別児童扶養手当

20歳未満の障がいのある児童を養育する方に特別児童扶養手当を支給します。

【支給対象となる方】

20歳未満の障がいのある児童を養育する方。

※児童が施設に入所している場合や、障害年金などを受けている場合は支給されません。また、所得制限があります。

【制度の内容】

等級	対象範囲	支給月額
1級	おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、同程度の精神障がい	50,400円
2級	おおむね身体障害者手帳3・4級、療育手帳B判定、同程度の精神障がい	33,570円

4月・8月・11月に4か月分ずつ支給されます。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

2 特別障害者手当

重度の障がい重複し、常時特別な介護を必要とする20歳以上の障がい者に手当が支給されます。

【支給対象となる方】

在宅で20歳以上の方が重度の障がいを2つ以上持つ場合や、障がいのために寝たきりで日常生活のすべてに介護を必要としている方。

※施設に入所している場合や、受給中に3ヶ月以上入院する場合は支給されません。また、所得制限があります。

【制度の内容】

支給月額：26,260円 2月・5月・8月・11月に3か月分ずつ支給されます。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

3 障害児福祉手当

常時介護を必要とする20歳未満の重度の障がい児に手当が支給されます。

【支給対象となる方】

在宅で20歳未満の重度の障がい（身体障害者手帳1級、2級もしくは特別児童扶養手当で1級）のある児童。

※児童福祉施設等に入所されている方は対象になりません。また、所得制限があります。

【制度の内容】

支給月額：14,280円 2月・5月・8月・11月に3か月分ずつ支給されます。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

4 重度心身障害者年金（町見舞金）

町独自の制度として、身体や精神に重度の障がいのある方に年金を支給します。

【支給対象となる方】

次に該当する方で、民生委員児童委員などによる選考委員会で決定された方。

- ・身体障害者手帳 1 級・2 級の交付を受けている方
- ・障害年金 1 級を受給している方
- ・特別児童扶養手当を受給している方

※入院や社会福祉施設に入所している方は対象になりません。

【制度の内容】

支給額：年額 10,000 円

選考委員会で決定された方には、役場よりご案内し、年金を支給します。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

5 国民年金の障害基礎年金

国民年金加入中に病気やけがで障がい者となり、一定の要件を満たす場合に年金が支給されます。

【支給対象となる方】

国民年金加入中、または 20 歳前ないし 60～65 歳までに障がい者になった方。

障がいの発生日や認定日、年金保険料の納付状況により支給が決定されます。

【制度の内容】

年金等級	支給年額（平成 24 年 4 月現在）	障がいの程度（おおむね）
1 級	983,100 円+子の加算	身体障害者手帳 1～2 級程度
2 級	786,500 円+子の加算	身体障害者手帳 3～6 級程度

受給者によって生計を維持されている 18 歳未満（障がいがある場合は 20 歳未満）の子がいるときは次の額が加算されます。

1 人目、2 人目	1 人につき 226,300 円
3 人目以降	1 人につき 75,400 円

偶数月に 2 か月分が支給されます。

◇お問い合わせ先

役場 町民課 戸籍年金担当 TEL2-2111

6 厚生年金の障害厚生年金・障害手当金

会社などに勤めて厚生年金加入中に病気やけがで障がい者となり、一定の要件を満たす場合に年金が支給されます。

【支給対象となる方】

厚生年金加入中に障がい者になった方。

障がいの発生日や認定日、年金保険料の納付状況により支給が決定されます。

【制度の内容】

年金等級		障がいの程度（おおむね）
障害厚生年金	1級	身体障害者手帳 1～2級程度
	2級	身体障害者手帳 3～5級程度
	3級	身体障害者手帳 4～6級程度
障害手当金		上記の障がいには該当しないが、一定の障がいの状態にあるもの

◇お問い合わせ先

日本年金機構 帯広年金事務所 TEL0155-65-5002

7 共済組合の障害年金等

国家公務員や地方公務員が病気やけがで障がい者となった場合に、障害年金や障害一時金が支給されます。

◇お問い合わせ先

加入している各共済組合担当者

8 労働災害の年金（労災）

業務上の災害や、通勤途上の災害などに保険給付されます。障がい固定した場合は障害補償年金、傷害補償一時金、障害年金、障害一時金などが支払われます。

◇お問い合わせ先

帯広労働基準監督署 電話 0155-22-8100

9 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者（児）を保護者（父母・配偶者等）に万が一のことがあった場合に、残された障がい者（児）等が終身一定の年金を受けることができる制度です。

【利用できる方】

①加入できる保護者の方

障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の全ての要件を満たしている方。

- ・年齢が65歳未満であること。
- ・道内に住所があること。（札幌市に住所がある方は札幌市の制度に加入）
- ・特別な疾病、または障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること。

②対象となる心身障がい者（児）の要件

次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方。

- ・身体障がい者（児） 身体障害者手帳 1～3級
- ・知的障がい者（児） 療育手帳 A・B
- ・上記と同程度の障がい（所定の診断書必要）

【掛金・口数】

掛け金は、加入時の年齢により固定されます。(1口：月額 9,300 円～23,300 円)
2口まで加入できます。

住民税の課税状況や、加入後 20 年以上で 65 歳以上となった場合は、掛金の減免措置があります。

【支給年金額】

1口加入：月額 20,000 円 (年額 24 万円)

2口加入：月額 40,000 円 (年額 48 万円)

また、弔慰金や脱退一時金があります。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

■病院にかかったときの医療費の助成

1 重度心身障がい者の医療費助成

重度の心身障がい者の医療費負担を軽減するため、医療費の自己負担分の全額または一部を助成します。

【利用できる方】

身体障害者手帳（1・2級、3級の一部）、療育手帳（A判定）の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けた方。または、重度の知的障がいと判定・診断された方。 ※受給者本人・扶養義務者の所得制限があります

65歳以上で医療費の助成を受けることができる方は、後期高齢者医療制度の加入者に限られます。

【助成内容】

入院（精神1級を除く）・外来、調剤（お薬）、治療用装具など、保険診療の自己負担分の全額または一部を助成します。ただし、入院時の食事代や保険適用外の費用は除きます。

【医療費の自己負担】

●中学3年生までの子ども

全額助成により自己負担はありません。

●上記以外の方

・住民税非課税世帯

全額助成により自己負担はありません。

・住民税課税世帯

医療費の1割が自己負担となります。1か月の自己負担限度額が設けられています。

【利用方法】

医療機関の窓口で保険証と受給者証を提示してください。

北海道外の医療機関で診療を受けた場合は、窓口で通常の健康保険の自己負担分を支払い、後日、申請により払い戻しいたします。

●申請に必要な書類等

・保険証と受給者証 ・医療機関の領収書 ・印鑑 ・口座のわかるもの

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉医療担当 TEL2-2111

2 自立支援医療（更生医療）

更生医療とは、日常生活や職業生活などをしていくために、障がいを軽くしたり、その機能を回復させたりする手術を行うなど、指定医療機関でのみ受けられる特別な医療です。

【利用できる方】

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方。

【自己負担】

1割負担。ただし、所得によって1か月の上限額が設けられています。
重度障がい者医療助成の受給者は、自己負担分が助成される場合があります。

【手続方法・持参するもの】

・医師の意見書 ・健康保険証 ・身体障害者手帳 ・印鑑

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

3 自立支援医療（育成医療）

育成医療とは18歳未満で身体に障がいや病気があり、放置すると将来一定の障がいを残すと認められる児童で、手術などによって確実な治療効果が期待できる場合の医療です。

【自己負担】

1割負担。ただし、所得によって1か月の上限額が設けられています。
重度障害者医療助成、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の受給者は、自己負担分が助成される場合があります。

【手続方法・持参するもの】

・医師の意見書 ・健康保険証 ・保護者の所得状況が確認できる書類 ・印鑑

◇お問い合わせ先

十勝総合振興局 子ども・健康推進課 TEL0155-27-8704

4 自立支援医療（精神通院医療）

精神の病気で継続的に通院医療を受けている場合に、医療費の自己負担分の一部を助成します。

【利用できる方】

統合失調症、躁うつ病、てんかん、認知症などの脳機能障がい、薬物障がい、その他の精神疾患のある方。

【自己負担】

1割負担。ただし、所得によって1か月の上限額が設けられています。

【手続方法・持参するもの】

・医師の診断書（更新の場合、不要となるケースもあります。）
・健康保険証 ・印鑑
・障害年金を受給している場合は、年金証書または年金支払通知書

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

5 特定疾患（難病）の医療費助成

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病といわれる疾患について、医療費を助成します。

【利用できる方】

国及び道が定めた62疾患のある方。

【自己負担】

- ・一部公費負担
生計中心者の所得税額に応じて段階的に月額負担上限額が決められます。
入院：0円～23,100円、外来：0円～11,550円
- ・全額公費負担（自己負担なし）
難病により日常生活に著しい支障がある方
スモン、プリオン病、難治性の肝炎のうち劇症肝炎及び重症急性膵炎、重症多形滲出性紅斑の方

【手続方法・持参するもの】

- ・医師の意見書 ・健康保険証 ・住民票謄本 ・印鑑
- ・生計中心者の所得税額を証明する書類

◇お問い合わせ先

十勝総合振興局 子ども・健康推進課 保健予防係 TEL0155-27-8637

6 小児慢性特定疾患の医療費助成

小児慢性疾患のうち、その治療が長期にわたる特定疾患について、指定医療機関で受けられた入院、通院にかかる医療費の一部または全額を助成します。

【利用できる方】

小児慢性特定疾患である18歳未満の児童。ただし、18歳になる前に認定を受けている場合は、20歳未満まで対象となります。

【対象となる慢性疾患】

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患 他

【自己負担】

- ・一部公費負担
生計中心者の所得税額に応じて0円～11,500円で月額負担上限額が決定。
- ・全額公費負担（自己負担なし）
血友病の方、重症患者の認定を受けた方

【手続方法・持参するもの】

- ・医師の意見書 ・健康保険証 ・住民票謄本 ・印鑑
- ・生計中心者の所得税額を証明する書類

◇お問い合わせ先

十勝総合振興局 子ども・健康推進課 子ども未来係 TEL0155-27-8704

■各種費用の助成・割引

1 運賃等の割引

●JR旅客運賃割引

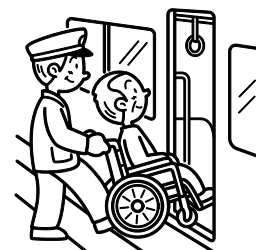
身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている種別に応じて運賃が割引になります。

【利用できる方、割引率】

手帳種別	条件	割引範囲	割引率
第1種	介護者とともに乗車する場合	本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券、回数券、急行券	50%
	単独で乗車する場合	片道100kmを超えるときの普通乗車券	
第2種	単独で乗車する場合	片道100kmを超えるときの普通乗車券	

【利用方法】

各券を購入する際に、駅の窓口で手帳を提示してください。



◇お問い合わせ先

JR各駅窓口

●バス運賃割引（十勝バス、拓殖バス）

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている種別に応じて運賃が割引になります。

【利用できる方、割引率】

種類	手帳種別	本人割引	介護者割引
普通運賃	第1種	50%	50%
	第2種	50%	割引なし
定期券	第1種	30%（大人のみ）	30%
	第2種	30%（大人のみ）	割引なし
	12歳未満の障がい児	割引なし	30%

※バス会社によって、割引の取扱いに違いがある場合があります。

【利用方法】

支払の際に手帳を提示してください。

◇お問い合わせ先

各バス会社

●タクシー運賃割引

障がい者手帳をお持ちの方は、タクシー運賃が割引になる場合があります。タクシー会社によって割引額や対象範囲が異なる場合がありますので、詳しくは利用するタクシー会社にお問い合わせください。

【利用できる方】

障がい者手帳をお持ちの方。

【割引率、利用方法】

割引率：10% 運賃支払の際に、運転手に手帳を提示してください。

◇お問い合わせ先

各タクシー会社

●航空運賃割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている種別に応じて運賃が割引になります。

【利用できる方、割引率】

各航空会社、期間によって割引内容が異なります。詳しくは、各航空会社にお問い合わせください。

【利用方法】

航空券販売窓口到手帳を提示してください。

◇お問い合わせ先

各航空会社窓口

●フェリー旅客運賃割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている種別に応じて運賃が割引になります。

【利用できる方、割引率】

区分	条件	割引範囲	割引率
第1種	介護者とともに乗船する場合	本人及び介護者	50%
	単独で乗船する場合	本人のみ	
第2種	単独で乗車する場合	本人のみ	

※フェリー会社によって、割引内容に違いがあります。

【利用方法】

乗船券販売窓口到手帳を提示してください。

◇お問い合わせ先

各フェリー会社窓口

●有料道路（高速道路等）通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、有料道路（高速道路等）通行料金が割引になります。

【利用できる方、割引率】

利用の状況	対象者	割引率
障がい者本人が運転する場合	手帳の交付を受けた方全員	50%
介護者が運転し、障がい者が同乗する場合	手帳の区分が「第1種」の方	

【利用できる自動車】

事前に登録された車で、障がい者1人につき1台のみとなります。

法人名義（ローン購入を除く）、事業用・営業用の車は対象となりません。

【手続方法・持参するもの】

- ・身体障害者手帳または療育手帳
 - ・登録する自動車の車検証
 - ・運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ）
- E T Cを利用する場合は、上記以外に
- ・E T Cカード
 - ・E T C車載器セットアップ申込書、証明書

【利用方法】

事前に登録が必要です。登録後、支払の際に料金所にて手帳を提示してください。

E T Cの場合は通常どおりノンストップで通行できます。

※有効期限が2年間となっていますので、継続して割引を受ける場合は、更新手続きが必要です。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

2 社会福祉施設等通所費の助成

障がいのある方が自立した生活を送るために、機能回復訓練や生活訓練などを行う施設を利用する際に通所費の一部を助成します。

【利用できる方】

町内に居住しており町外の施設等に通所している方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方、児童相談所が措置した方で施設等に通所している方、または介護者など。

【制度・事業の内容】

- ・助成額 ①公共交通機関を利用した場合は、利用した運賃の1/2以内を支給。
②自家用車を利用した場合は1 km当り30円の1/2以内を支給。
- ・限度額 月額2,500円以内
- ・所得制限等により、助成対象外となる場合があります。

【対象となる施設】

- ・十勝管内所在する施設等（町内は除く）
（例）障害者自立支援法に基づく自立訓練・就労移行支援等のサービス提供施設、土幌町ことばの教室、地域活動支援センター など

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

3 じん臓機能障害者通院交通費の助成

じん臓機能障がいのある方が人工透析を受けるために、居住地以外の医療機関に通院する経費を助成します。

【制度・事業の内容】

町では自宅から医療機関に通院する経路の交通費として、一般旅客営業バスの運賃の3/4以内で算出した額を助成します。

※北海道の助成金制度もあります。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

4 自動車改造費の助成

身体に重度の障がいがある方で、仕事等のために自動車を取得して改造する費用の一部を助成します。

【利用できる方】

身体障害者手帳を所持していて、重度の肢体不自由の方。（所得制限あり）

【制度の内容】

助成金額：1人10万円以内

本人が運転する自動車で、操向装置や駆動装置などの改造が必要と認められるもの。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

5 NHK放送受信料の免除

心身に障がいのある方で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの場合は、NHKの放送受信料の半額または全額が免除されます。

【利用できる方、免除内容】

免除内容	障がい等の内容	条件
半額免除	<ul style="list-style-type: none">・視覚障がい 1～6級・聴覚障がい 2～4級、6級・重度の身体障がい 1・2級・重度の知的障がい 療育手帳A判定・重度の精神障がい 1級・戦傷病者手帳所持者で特別項症から第1款症	障がい者本人が住民票の世帯主で、NHKとの受信契約者本人
全額免除	<ul style="list-style-type: none">・生活保護・身体障害者手帳所持者がいて世帯員全員が住民税非課税・療育手帳所持者がいて世帯員全員が住民税非課税・精神障害者保健福祉手帳所持者がいて世帯員全員が住民税非課税・社会福祉事業施設に入所	世帯員のいずれかがNHKと受信契約

【手続方法・持参するもの】

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳 ・印鑑

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

6 NTTの無料番号案内

心身に一定の障がいがある方は、NTTの電話番号案内を無料で利用できます。

【利用できる方】

身体障害者手帳（視覚障がい 1～6 級、肢体不自由 1～2 級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳（視力障がいの特別項症～第 6 項症、上肢障がいの特別項症～第 2 項症）をお持ちの方

【手続方法・持参するもの】

事前にNTT営業窓口での申請が必要です。 ・各種障がい者手帳 ・印鑑

◇お問い合わせ先

NTT営業窓口、フリーダイヤル TEL0120-104174

7 携帯電話基本使用料等の割引

心身に障がいがあり、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が契約して利用する携帯電話の通話料金等が割引になります。

【手続方法・持参するもの】

- ・手帳を持参し、各携帯電話会社支店、ショップ窓口でお申込みください。
- ・1名義あたり1回線のみとなります。

◇お問い合わせ先

各携帯電話会社支店、ショップ窓口

■ 税の控除・減額免除

1 各種税の控除

障害者手帳を受けられた方や障がい者を扶養している方は、税負担が軽減されます。

【利用できる方、控除の内容】

税の種類	対象者		控除額
所得税	普通障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B 判定 精神障害者福祉手帳 2・3 級	27 万円
	特別障害者控除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A 判定 精神障害者福祉手帳 1 級	40 万円
	同居特別障害者扶養控除	同居の配偶者または扶養親族が特別障害の場合	75 万円
道町民税	普通障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B 判定 精神障害者福祉手帳 2・3 級	26 万円
	特別障害者控除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A 判定 精神障害者福祉手帳 1 級	30 万円
	同居特別障害者扶養控除	同居の配偶者または扶養親族が特別障害の場合	53 万円
		分離課税とされる退職所得等を控除した前年中の所得が 125 万円未満	非課税
相続税	障がい者が相続により財産を取得した場合（85 歳未満）		一般障害者（85 歳に達するまでの年数）×6 万円 特別障害者（85 歳に達するまでの年数）×12 万円
贈与税	特別障害者を受託者とする信託契約に基づき金銭などの財産が信託された場合		6 千万円を限度額として非課税

◇お問い合わせ先

所得税、相続税、贈与税 ～ 帯広税務署 Tel0155-24-2161
道町民税 ～ 役場 町民課 賦課担当 Tel2-2111

2 自動車税、自動車取得税の減免

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方、もしくはその方と生計を同じくする方が所有または取得する自動車のうち、一定の要件に当てはまるものは、自動車税の課税免除及び自動車取得税の減免を受けることができます。

【利用できる方】

身体・知的・精神障がいのある方、もしくはその方と生計を同じくする方。

障がい者のみで構成される世帯で、障がい者本人が自動車を所有し、その世帯を介護する方が障がい者のために運転する場合。

※障がいの内容、等級によって異なります。

【対象となる自動車】

乗用車、バンなど（事業用は除く）で、障がい者 1 人につき 1 台まで。
※普通自動車と軽自動車を所有している場合は、いずれか 1 台。

【手続方法・持参するもの】

十勝総合振興局課税課自動車税係に申請してください。

- ・各種障害者手帳、または判定書、診断書
- ・自動車運転免許証
- ・自動車検査証
- ・印鑑
- ・証明書等（通学証明書、通勤証明書、通院証明書）
- ・健康保険証または家族全員の住民票（生計を同じくする方が申請する場合）

◇お問い合わせ先

十勝総合振興局 納税課 TEL0155-27-8533

3 軽自動車税の減免

身体・知的・精神障がいのある方、もしくはその方と生計を同じくする方が所有する軽自動車のうち、一定の要件に当てはまるものは、軽自動車税の減免を受けることができます。

【利用できる方】

自動車税免除の対象者と同様

【対象となる自動車】

軽乗用車（乗用、貨物）、オートバイなどで、障がい者 1 人につき 1 台まで。
※普通自動車と軽自動車を所有している場合は、いずれか 1 台。

【手続方法・持参するもの】

- ・各種障害者手帳、または判定書、診断書
- ・自動車運転免許証
- ・自動車検査証
- ・証明書等（通学証明書、通院証明書）
- ・印鑑

◇お問い合わせ先

役場 町民課 賦課担当 TEL2-2111

4 預貯金等の利子の非課税制度

障がいのある方などの預金や郵便貯金、公債（国債、地方債）などの元本 350 万円までの利子に対する所得税と住民税が非課税となります。

【利用できる方】

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・障がいを理由に年金を受けられている方
- ・夫の死を理由に年金を受けられている方（妻）
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方
- ・母子家庭の母（児童扶養手当受給者）

【制度の内容】

非課税となる範囲：

郵便貯金 350 万円、銀行等預金等 350 万円、国債 350 万円 計 1,050 万円まで。

※日本郵政公社の民営化に伴い、郵便貯金の利子に対する非課税制度は 2007 年 9 月 30 日をもって廃止されました。

◇お問い合わせ先

各金融機関窓口（銀行・信金・郵便局・農協など）

■各種団体の活動

1 NPO 法人サポートセンター白樺

地域の障がいのある方が集い、簡単な作業や生活体験を通して日常生活訓練を行う地域生活支援センターを町から委託運営しています。障がいのある方の社会参加へ向けた出会いの場として、地域へ出ていくための生活をサポートします。

【利用できる方】

身体や精神の障がい、知的障がいのある方。また、何らかの障がいがあり日常生活を送る上で支障が生じている方。

【活動内容】

気軽に話し合える仲間やスタッフ、地域の方々との交流を図り、また、簡単な作業を通して創作活動や生産活動の機会を提供します。

開設日：毎週 月～金曜日

開設時間：午前8時30分～午後3時30分（月・水・木・金）

午前8時30分～午前12時 （火）

【費用】

利用料 月額 2,000 円（昼食代含む） ※月数回のご利用の場合はご相談ください。

【その他】

共に活動（サポート）していただける地域の仲間も募集しています。

◇お問い合わせ先

NPO法人サポートセンター白樺 TEL2-5155

上士幌町東3線237番地（旧 十勝中部農業開発職員宿泊所）

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

子どもの福祉と医療

■ 各種手当・助成制度

1 児童手当

中学3年生までの児童を養育している方に、手当が支給されます。

【制度の内容】

中学校卒業前まで次の金額が支給されます。 ※所得制限があります。

手当は2月・6月・10月に、4カ月分を支給します。

対象年齢	月額（所得制限以下）	月額（所得制限超過）
3歳未満	15,000円	5,000円（一律）
3歳以上小学校修了前	第1子、第2子 10,000円	
	第3子 15,000円	
中学生	10,000円	

【その他】

公務員の方は勤務先から手当が支給されますので、勤務先で手続きしてください。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 Tel2-2111

2 子どもの医療費助成

子どもの医療費負担を軽減するため、医療費の自己負担分の全額を助成します。

【対象となる年齢】

中学3年生まで。所得による制限はありません。

【助成内容】

入院・外来、調剤（お薬）、治療用装具など、保険診療の自己負担分の全額を助成します。ただし、入院時の食事代や保険適用外の費用は除きます。

【利用方法】

医療機関の窓口で保険証と受給者証を提示してください。

乳幼児が十勝管外の病院にかかった場合、小中学生が町外の病院で診療を受けた場合（小学生の入院を除く）は、窓口で通常健康保険の自己負担分を支払い、後日、申請により払い戻しいたします。

●申請に必要な書類等

- ・保険証と受給者証
- ・医療機関の領収書
- ・印鑑
- ・口座のわかるもの

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉医療担当 Tel2-2111

3 交通遺児等のための給付金

自動車事故で亡くなられた方のお子さんが、保険会社などから支払われる損害賠償金等の一部を拠出金として支払い基金に加入することで、お子さんが19歳に達する日まで給付金を受給できる制度があります。

【利用できる方】

自動車事故により亡くなられた方のお子さん（満16歳未満）で、年齢に応じた拠出金を支払うことで加入できます。

【制度・事業の内容】

加入した月の翌月から満19歳に達した月まで、年齢に応じて月額32,000円～70,000円が育成給付金として支給されます。

その他、満6歳・12歳・15歳のお祝い金や、満19歳の終了時に給付金が支給されます。

◇加入申し込み、お問い合わせ先

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

（財）交通遺児等育成基金

【TEL：03-5212-4511 ファクシール：0120-16-3611】



■妊娠・出産の支援

1 各種事業

安全な妊娠・出産を確保するために、各種事業を行っています。

事業	対象	内容
母子健康手帳の交付	妊婦及びその家族	母子手帳利用方法、妊娠期のサービスや情報の提供
妊婦健康相談	妊婦及びその家族	保健師・栄養士による妊娠、出産に関する相談対応
妊婦一般健康診査費助成	妊婦	健康診査費用 14 回分を助成
超音波検査費助成	妊婦	超音波健康診査費 14 回分を助成
妊婦歯科健康診査費助成	妊婦	歯科健康診査費 1 回分を助成
妊婦訪問	妊婦	保健師・栄養士による妊婦に対する訪問指導
妊娠期支援事業	妊婦及びその家族	講座Ⅰ「誕生学、ベビーマッサージ」 講座Ⅱ「マタニティストレッチ、バランスランチ」

※各種事業の内容や日程等は広報誌にてご確認、またはお問い合わせください。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 健康増進担当（ふれあいプラザ内）TEL2-4128

2 特定不妊治療費助成

不妊治療を行っている方の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療に要する費用を助成します。

【対象となる治療】

体外受精及び顕微授精のみです。なお、夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象となりません。

【利用できる方】

特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断され、実際に治療を受けている方。また、法律上の婚姻をしていて、夫婦の前年の所得（合計額）が730万円未満の方。

【制度・事業の内容】

特定不妊治療に要した費用で、1年度目は3回、2年度目以降は2回を限度に通算5年間（通算10回未満）助成します。

- ・北海道の助成 ～ 1回の治療につき15万円まで
 - ・上士幌町の助成 ～ 道の助成を差し引いた額で、1回の治療につき10万円まで
- ※ 北海道の助成を受けていることが前提条件です。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 健康増進担当（ふれあいプラザ内）TEL2-4128

十勝総合振興局 子ども・保健推進課 子ども未来係 TEL0155-27-8704

■子どもの健康と発達

1 各種事業、予防接種

●安心できる子育て環境・健康的な環境を確保するための事業

事業	内容
母子訪問指導	保健師、栄養士による子どもの成長発達確認や育児に関する訪問指導
カンガルー教室	助産師の指導による親から赤ちゃんへのマッサージ、子育て相談
もぐもぐ教室（離乳食実習）	離乳食の進め方を調理を通して一緒に学ぶ教室
ぱくぱく教室（幼児食前期）	簡単な幼児食作りを通して、成長に合わせた幼児食のあり方学ぶ教室
わくわく教室（幼児食後期）	身近な食材で親子で簡単に作れる幼児食について学ぶ教室
赤ちゃん健診	子どもの発達確認、疾病等の早期発見、育児不安軽減のための健診
1歳6ヶ月児、3歳児健診	子どもの発達確認、疾病等の早期発見、育児不安軽減のための健診
母子健康・栄養相談	保健師・栄養士による乳幼児の成長と発達状況に関する健康相談
10ヶ月児相談	保健師・栄養士による10ヶ月児の発達に応じた健康相談
2歳相談	保健師・栄養士による2歳児の発達に応じた健康相談
ブックスタート	赤ちゃんへ絵本を手渡し読み聞かせを通じて親子の絆を深める
いい歯ピカピカ教室	幼児期のむし歯の早期発見など、健康な乳歯・永久歯に関する健康診査
歯っぴい教室	幼児期のむし歯の予防に関する指導教室
生教育基盤整備事業	生教育支援チームによる生に対する学習会や授業の開催

※各種事業の内容や日程等は広報誌にてご確認、またはお問い合わせください。

●乳幼児・児童予防接種

事業	内容
BCG 予防接種	結核予防のためのワクチン接種
ポリオ予防接種	小児まひ予防のためのワクチン接種
三種混合予防接種	ジフテリア・破傷風・百日咳予防のためのワクチン接種
麻しん風しん混合予防接種	麻しん・風しん予防のためのワクチン接種
二種混合予防接種	ジフテリア・破傷風予防のためのワクチン接種
小児肺炎球菌予防接種	小児肺炎球菌による化膿性髄膜炎、肺炎、敗血症などの疾病予防のためのワクチン接種
ヒブ予防接種	ヒブによる化膿性髄膜炎、敗血症、喉頭蓋炎などの疾病予防のためのワクチン接種
子宮頸がん予防接種	ヒトパピローマウイルス（HPV）16型、18型による子宮頸がん予防のためのワクチン接種
インフルエンザ予防接種	インフルエンザ予防のためのワクチン接種

※各種事業の内容や日程等は広報誌にてご確認、またはお問い合わせください。

その他、お子さんの健康に関する相談を随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 健康増進担当（ふれあいプラザ内）TEL2-4128

●専門機関の巡回相談

帯広児童相談所や旭川肢体不自由児総合療育センターが実施する発達や育児に関する

る巡回相談を受けることができます。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 Tel2-2111
子ども発達支援センター Tel2-4773

2 子ども発達支援センター

子どもの成長・発達などに不安がある家族やその子どもに対して、身近な地域で適切な相談支援や療育が受けられる施設です。子どもの発達に関する相談を随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

【事業内容】

事業	内容
発達相談	健診時に発達や育児などに困難を抱えているケースの早期発見と支援 保護者の求めに応じて、子どもの発達に関する相談支援
施設訪問	学校や保育所を訪問し、療育的観点からの発達評価や担当職員の支援
発達支援体制の整備	関係機関との連携や児童・家族の支援、地域住民への啓発
障害児通所支援事業	就学前の児童⇒児童発達支援事業「にここ教室」で療育提供 就学児童⇒放課後等デイサービス「ユースクラブ」で社会適応訓練提供
子ども相談支援事業	児童の障がい等に関する相談支援・情報提供・サービス等利用計画作成

◇お問い合わせ先

子ども発達支援センター Tel2-4773

3 児童の虐待防止

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告（相談）する義務があります。その際に、虐待かどうかを判断する必要はありません。

役場や児童相談所の専門の職員が調査・指導を行い、必要なときは子どもを保護します。相談した方の秘密は堅く守られます。

次のようなことに気づいたら、すぐに役場や児童相談所、地区の民生委員児童委員へご相談ください。

●虐待が疑われる様子

- ・たたく音や叫び声が聞こえる
- ・子どもに不自然な傷が多い
- ・子どもの衣服や体がいつも極端に汚れている
- ・小さな子どもを置いて頻繁に外出をしている など

◇通告先、お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 Tel2-2111
帯広児童相談所 Tel0155-22-5100
地区の民生委員児童委員

4 児童相談所

18歳未満の子どもの心や体のこと、家庭や学校での問題などについて相談に応じ、子どもが明るく健やかに成長していくようお手伝いをする相談機関です。

相談のための費用はかかりません。また、相談内容の秘密は堅く守られますので、お気軽にご相談ください。

◇相談窓口

北海道帯広児童相談所 帯広市東1条南1丁目1番地2 TEL0155-22-5100

◇受付時間

月曜日～金曜日 午前8:45～午後5:30（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く）

なお、虐待等の緊急の場合はいつでもご連絡ください。

■保 育

1 保育所

保育所は、保護者が働いている場合や病気などにより、お子さんの保育ができない家庭や、集団保育を希望する家庭に代わって保育をする施設です。

●上士幌保育所 住所：字上士幌東3線238番地 TEL2-3686

【利用できる方】

入所できる年齢 8ヶ月～5歳

【保育時間・休日】

- ・保育時間：午前7時30分～午後6時
- ・休日：日曜・祭日、年末年始など
- ・保育料：所得の状況によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

【入所申込】

入所申請書を提出後、面接(母子手帳持参)を行い決定されます。

●私立保育所

- ・菟ヶ岡保育所 TEL2-4351
 - ・北居辺保育所 TEL2-4498
 - ・北門保育所 TEL2-4385
 - ・糠平保育所 TEL4-2012
- ※私立保育所の内容については、各保育所にお問い合わせください。

◇お問い合わせ先

役場 保育課（上士幌保育所） 総務担当 TEL2-3686

2 一時保育

保護者の用事やリフレッシュ、病気など理由を問わず一時的に保育が必要なときに、お子さんをお預かりします。

【対象児童】

1歳6か月～就学前

【保育場所・保育時間・休日】

- ・保育場所：上土幌保育所（字上土幌東3線238番地 TEL2-3686）
- ・保育時間：午前9時～午後5時、週3日・月12日まで
- ・休日：日曜、祭日、年末年始など
- ・保育料：1時間 400円

【利用申込】

利用日の3日前までにお申込みください。緊急の場合はご相談ください。

◇お問い合わせ先

子育て支援センター TEL2-4152

3 子育て支援センター

親子のふれあいや交流の場として、子育てのお手伝いをするところです。また、子育てに関する相談を随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

【事業内容】

- ・遊びの広場：親子、妊婦にセンターを開放しています。
- ・子育て相談：子育てに関する様々な相談をお受けしています。
- その他、栄養相談や子育てサークル支援など。

◇お問い合わせ先

子育て支援センター TEL2-4152

4 学童保育

保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童に、勉強や遊び及び生活の場を提供します。

●上土幌町学童保育所

字上土幌東2線239番地（青少年会館） TEL2-2547

【利用できる方】

保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学校1～4年生の児童。入所定員60名

【開設時間・内容】

- ・月～金曜日 12：30～17：30 ・土曜日、春夏冬休み 8：30～17：30
- ・保育内容：指導員3名。児童の健康管理や安全確保、遊びを通じた健全育成。
- ・保育料：月額4,000円

◇お問い合わせ先

役場 保育課（上土幌保育所） 総務担当 TEL2-3686

5 かみしほろ子育てサポート事業

子育ての応援をしてほしい人と子育ての応援をしたい人を、それぞれ依頼会員（応援してほしい人）、協力会員（応援したい人）、両方会員（両方できる人）として登録し、お互いに助け合いながら育児の相互援助を行うものです。

【事業内容】

- ・ 子どもを預かるのは、原則として協力会員の自宅です。
- ・ 活動内容は、保育所や学童保育所など保育施設への送迎、保護者の残業時の預かり、保育施設開始前及び終了後の預かり、保護者の通院時の預かり、冠婚葬祭などの外出時の預かり、などがあります。
- ・ 援助を受けた場合、依頼会員から協力会員に対し、規定の報酬と実費を支払います。
- ・ 食事、交通費は利用料金の中に含まれません。
- ・ 支払った報酬額に対して、町から1/2の額を助成する制度があります。その場合、申請が必要です。

☆報酬規程 7：00～21：00 30分当たり300円

依頼会員	協力会員	両方会員
子育ての応援がほしい人	子育ての応援をしたい人	両方できる人
6か月～小学校4年生までの子どもがいる人	・自宅子どもを預かれる人 ・乳幼児、児童の保育に熱意のある人	お願いすることもあれば、お手伝いすることもできる人

◇お問い合わせ先

子育て支援センター TEL2-4152

6 里親制度

保護者のいない児童や、保護者に監視させることが不適当な児童を、個人の家庭（里親）に委託して養育することにより、児童の福祉向上を図ります。

【制度の内容】

里親とは、児童を一時的または継続的に自己の家庭内に預かり養育をする方です。里親になるには児童相談所に申請し、適当と認められると認定・登録されます。登録された里親の中から児童相談所が委託先を決定し、里親手当等を支給します。

【里親になるための要件】

- ①経済的に困窮していないこと
 - ②本人またはその同居人が、欠格事由に該当しないこと
 - ③道が行う所定の研修を修了したこと
- ※この他に、里親の対応内容によって、別途要件が加わる場合があります。

【里親手当等の支給】

里親手当	養育里親	月額 72,000円
	専門里親	月額 123,000円
	養子縁組希望里親・親族里親	月額 0円
生活費	乳児	月額 54,980円
	乳児以外	月額 47,680円

※この他に、教育費や医療費などが公費により支給されます。

◇お問い合わせ先

帯広児童相談所 TEL0155-22-5100

■ひとり親の福祉と医療

1 児童扶養手当

ひとり親家庭（父または母が重度障がいの場合を含む）及び両親のいない家庭の児童を養育している方に、家庭の生活の安定と自立促進のために手当が支給されます。

【支給対象となる方】

以下の要件に該当する児童を養育している方が支給対象となります。

- ・父母が婚姻を解消（離婚）した児童
- ・父または母が死亡または生死不明である児童
- ・父または母が重度障がいの状態にある児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童

【制度の内容】

児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで下記手当が支給されます。

※所得額により全部支給、一部支給があり、所得制限限度額を超えた場合は全部支給停止となります。

対象児童数	全部支給（月額）	一部支給（月額）
児童1人	41,430円	41,420円～9,780円
児童2人	5,000円加算	5,000円加算
児童3人以上	1人につき3,000円加算	1人につき3,000円加算

4月・8月・12月に4か月分ずつ支給されます。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

2 ひとり親家庭の医療費助成

ひとり親家庭の児童や母または父の医療費負担を軽減するため、医療費の自己負担の全額または一部を助成します。

【利用できる方】

- ・配偶者のいない母または父と18歳まで（18歳に達した次の3月31日まで。学生の場合、最長20歳の誕生日まで）の児童。
 - ・両親の死亡、行方不明等により他の家庭等で扶養されている18歳まで（18歳に達した次の3月31日まで。学生の場合、最長20歳の誕生日まで）の児童
- ※児童の母または父、養育者等の所得制限があります。

【助成内容】

入院・外来、調剤（お薬）、治療用装具など、保険診療の自己負担分の全額または一部を助成します。ただし、入院時の食事代や保険適用外の費用は除きます。

母または父については入院医療費のみ助成します。

【医療費の自己負担】

- 子どもが中学3年生まで
全額助成により自己負担はありません。
- 子どもが中学校卒業後
 - ・住民税非課税世帯
全額助成により自己負担はありません。
 - ・住民税課税世帯
医療費の1割が自己負担となります。1か月の自己負担限度額が設けられています。

【利用方法】

医療機関の窓口で保険証と受給者証を提示してください。
北海道外の医療機関で診療を受けた場合は、窓口で通常の健康保険の自己負担分を支払い、後日、申請により払い戻しいたします。

- 申請に必要な書類等し
 - ・保険証と受給者証
 - ・医療機関の領収書
 - ・印鑑
 - ・口座のわかるもの

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉医療担当 TEL2-2111

3 母子寡婦等福祉資金の貸し付け

母子家庭及び寡婦の経済的自立の援助と生活意欲の助長を図るため、無利子または低利子で各種資金を貸し付けします。

【利用できる方】

母子家庭の母、寡婦。

【貸付資金の種類】

- ・事業開始資金
- ・事業継続資金
- ・就学資金
- ・技能習得資金
- ・就職支度資金
- ・修業資金
- ・医療介護資金
- ・生活資金
- ・住宅資金
- ・転宅資金
- ・就学支度資金
- ・結婚資金
- ・特例児童扶養資金

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

十勝総合振興局 子ども・健康推進課 子ども未来係 TEL0155-27-8704

4 母子寡婦会の活動

母子家庭や寡婦の方が組織し、福祉向上を図り健康で文化的な生活を目指し協力し合うことを目的として活動している団体です。

【加入できる方】

母子家庭になった時や配偶者をなくした時に、20歳未満の児童を扶養していた方。

【活動の内容】

- ・自動販売機設置飲料販売
 - ・十勝地区母子寡婦幹部・家庭研修会
 - ・親睦交流会や研修旅行
 - ・クリスマス及び義務教育修了生へのプレゼント など
- 会費：年間 1,000 円

◇お問い合わせ先
社会福祉協議会 Tel2-4688

5 母子年金（町見舞金）

町独自の制度として、母子家庭の方に年金を支給します。

【支給対象となる方】

18歳未満の児童を養育し、経済的に困難を伴う女性の方で、民生委員児童委員や学識経験者による選考委員会で決定された方。

【制度の内容、支給方法】

支給年額 10,000円

選考委員会で決定された方には、役場よりご案内し、年金を支給します。

◇お問い合わせ先
役場 保健福祉課 福祉担当 Tel2-2111

成人の健康のために

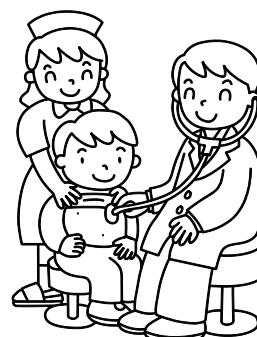
1 健康診査、予防接種

事業	内容	
健康手帳の交付	健康管理のために健康診査状況等を記録する手帳の交付	
人間ドック	病気の早期発見、予防のための健康診査	
巡回ドック	特定健康診査	生活習慣病の早期発見のための健康診査
	大腸がん検診	大腸がんの早期発見のための検診
	肺がん検診	肺がんの早期発見のための検診
	胃がん検診	胃がんの早期発見のための検診
	骨粗しょう症検診	骨粗しょう症の早期発見のための検診
	肝炎検診	C型又はB型肝炎の早期発見のための検査
女性検診	子宮がん検診	子宮頸部がんの早期発見のための検診
	乳がん検診	乳がんの早期発見のための検診
結核検診	結核の早期発見のための検診	
肺がん検診	肺がんの早期発見のための検診	
エキノкокクス症検診	エキノкокクス症の早期発見のための検診	
脳ドック検診	脳卒中の予防・早期発見のための検診	
高齢者インフルエンザ予防接種	インフルエンザの発病・重症化・蔓延予防のための予防接種	

※各種事業の内容や日程等は広報誌にてご確認、またはお問い合わせください。

★40歳～74歳の方は、加入している医療保険者が行う健診・保健指導を受けます。

- ・国民健康保険に加入している方は町が行う健診を受けます。
- ・お勤めの方は事業所が行う健診を受けます。
- ・お勤めの方のご家族（被扶養者）は、勤めている方が加入している医療保険者が行う健診を受けます。



★40歳の方は、40歳健康づくりスタート事業が利用できます。

- ・年度末年齢で40歳になる年度限定で、脳ドック、大腸がん・肺がん・胃がん検診が無料で受診できます。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 健康増進担当
（ふれあいプラザ内）TEL2-4128

2 健康教育、健康相談

事業	内容
家庭訪問	保健師・栄養士による生活習慣病の予防や、各種健康診査の結果に基づいた指導等のための訪問
健康相談	保健師・栄養士による正しい生活習慣への改善に向けた助言・指導
心の相談日	不眠、ゆううつな気持ち、不登校やひきこもりなど、心の健康についての相談
健康教育	保健師・栄養士による健康に関する健康教育

※各種事業の内容や日程等は広報誌にてご確認、またはお問い合わせください。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 健康増進担当（ふれあいプラザ内）TEL2-4128

国民健康保険

1 国民健康保険について

【こんなときには届出を】

会社の医療保険（健康保険・共済組合・船員保険など）や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険に加入します。

	こ ん な と き	必要なもの
加入するとき	転入してきたとき	転出証明書
	会社等の健康保険をやめたとき	健康保険が喪失した証明書
	子供が生まれたとき ※出産育児一時金支給申請の場合あり	印鑑・母親の保険証・母子健康手帳 世帯主の預金口座のわかるもの
	生活保護を受けなくなったとき	
喪失するとき	転出するとき	保険証
	会社の健康保険に加入したとき	国保及び加入した健康保険証
	75歳になったとき	保険証
	死亡したとき ※葬祭費支給申請あり	印鑑・死亡した人の保険証・葬祭をした人の預金口座がわかるもの
	生活保護を受けることになったとき	保険証
そ の 他	退職者医療制度の対象になったとき	保険証・年金証書
	住所・氏名・世帯主などが変わったとき	保険証
	修学のため、他の市町村に転出するとき	保険証・在学証明書等
	保険証を紛失・破損したとき	破損した保険証

※国民健康保険の届出は、必ず14日以内に手続きしましょう。

【退職者医療制度】

会社などを退職して国保に加入し、厚生年金や共済年金の老齢年金を受けている60歳から64歳までの人及びその被扶養者で、後期高齢者医療制度の対象とならない方は、退職者医療制度で医療を受けます。退職者本人が65歳になった翌月からは一般の国保の加入者となります。

【国民健康保険税】

国民健康保険に加入したら保険税を納めます。保険税率は、その年に予測される医療費等をもとに決められます。保険税額は所得の状況等によって異なります。

※保険税の滞納がある場合

災害等の「特別な理由」がないにもかかわらず滞納がある場合は、保険証の有効期間が短くなったり、資格証明書が交付され、医療機関の窓口で全額を支払って、後日、精算することになります。

無理なく納められるようご相談をお受けしますので、滞納のままにせずに必ず担当までご相談ください。

【医療費の自己負担】

医療機関にかかるときは、保険証を医療機関の窓口で提示してください。また、70～74歳の方はあわせて高齢受給者証も提示してください。

年 齢	負 担 割 合
70～74歳（一般）	2割 ※
70～74歳（現役並み所得者）	3割
小学生以上70歳未満	3割
義務教育就学（小学校入学）前	2割

※70～74歳（一般）の方は平成25年3月まで1割負担となります。

入院をした場合は別途食事代等がかかります。

【高額療養費】

1か月の医療費の自己負担が高額になった場合は、自己負担の限度額を超えた額が申請により払い戻しされます。自己負担の限度額は所得によって決定されます。また、70歳未満の方が高額な医療を受ける場合、「限度額認定証」の交付申請をしてください。

【高額介護合算療養費】

1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に「健康保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合、払い戻しがあります。限度額は年齢と所得に応じて決定します。

【療養費】

次のような医療を受け、費用を全額支払った場合、申請により保険適用分が払い戻しされます。

こんなとき	申請に必要なもの
緊急その他やむをえない事情で保険証を持たずに治療を受けた場合	印鑑・保険証・医療機関の領収書・世帯主の口座のわかるもの
コルセットなどの治療用補装具を購入した場合	印鑑・保険証・医師の証明書・医療機関の領収書・世帯主の口座のわかるもの
輸血のための生血代を負担した場合（親族間は除く）	印鑑・保険証・血液提供者の領収書・医師の理由書か診断書・医療機関の領収書・世帯主の口座のわかるもの
海外渡航中に病気やけがにより医療機関で治療を受けた場合	印鑑・保険証・診療内容明細書及び領収書（日本語の翻訳文も必要となります）・世帯主の口座のわかるもの

【出産育児一時金】

国民健康保険の被保険者が出産したとき、世帯主に出産育児一時金（42万円）が支給されます。妊娠85日以上であれば、死産・流産でも支給されます。

出産育児一時金は、医療機関で手続きをすることにより医療機関へ直接支払われる制度が利用できます。

医療機関への直接支払を利用しない場合または出産費用が出産育児一時金の支給額に満たなかった場合は、次のものを持って申請をしてください。

- ・保険証
- ・出生の証明書等（母子手帳）
- ・印鑑
- ・口座の分かるもの
- ・領収書

※ 1年以上会社に勤務した健康保険の加入者が、会社を退職後6か月以内に出産した場合、以前に加入していた健康保険から出産育児一時金の支給が受けられます。健康保険によっては独自の付加給付を行って国民健康保険より支給額が多い場合がありますので、加入していた健康保険にご確認ください。なお、健康保険から支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。

【葬祭費】

国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に葬祭費（3万円）が支給されます。

【特定疾病】

血友病・人工透析を必要とする慢性腎不全等の方には、申請により「国民健康保険

特定疾病療養受療証」が交付されます。月の自己負担額は所得に応じて低所得者または一般世帯は月 10,000 円、上位所得者は月 20,000 円となります。

【交通事故にあった場合、仕事中にけがをした場合】

交通事故により第三者にけが等をさせられた場合等に国保を使って治療を受けるときは届出が必要です。かかった医療費は、後日、加害者に請求することになります。また、仕事中にけが等をした場合は国保ではなく労災保険が使われますので、ご注意ください。

◇お問い合わせ先

- 国保の資格や医療費に関すること
役場 保健福祉課 国保医療担当 TEL2-2111
- 保険税の金額や納入に関すること
役場 町民課 賦課担当・納税担当 TEL2-2111



戦傷病者、戦没者遺族のために

1 平和追悼献花式

毎年恒久平和を願い戦没者に追悼の意を表し、遺族の幸福を祈念するため、毎年7月に平和追悼献花式を行っています。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

2 戦傷病者戦没者遺族等の援護

旧軍人・軍属及び準軍属等の公務上の疾病もしくは死亡に対し、国家補償の精神に基づいて、軍人・軍属であった方またはその遺族の援護を行っています。

戦傷病者の方に対しては、障害年金および妻に対する特別給付金の支給、療養の給付、戦傷病者手帳、補装具、旅客鉄道株式会社乗車券の交付などを行っています。

戦没者の遺族の方に対しては、遺族年金・遺族給与金・弔慰金・特別弔慰金・妻及び父母に対する特別給付金などが支給されます。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

3 軍人恩給

旧軍人が一定年限以上在職した場合、普通恩給や一時恩給などが、また普通恩給受給者が死亡された場合は、普通扶助料などが受給できます。旧軍人が公務傷病により心身に障がいをもつこととなった方には、傷病恩給が受給でき、公務傷病等により死亡されたときは、遺族に対し公務扶助料、特別扶助料などが支給されます。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

4 遺族会の活動

遺族の共通的な目的達成のためと会員相互の親睦を計り、併せて肉親を国家に捧げた者同士の慰藉激励をなすことを目的としています。

【加入できる方、会費】

上士幌町に居住する戦没者の遺族の方

会費：公務扶助料、遺族年金受給者 1戸 6,000円、その他 1人 3,000円

【活動内容】

- ・護国神社参拝及び研修旅行
- ・平和追悼献花式参列
- ・北海道戦没者追悼式参列
- ・十勝連合遺族会総会及び女性部研修会 など

◇お問い合わせ先

社会福祉協議会 TEL2-4688

その他の福祉制度

■住宅に関する制度

1 老人アパートへの入居

住宅に困窮している高齢者に安住の場を提供し、高齢者福祉の増進を図るため高齢者用のアパート（公営住宅）を貸し付けします。

【利用できる方】

上土幌町内に住所を有する60歳以上の高齢者

【住宅の内容・住宅料】

世帯向け住宅（3DK）4戸、単身向け住宅（1DK）5戸
月額4,500円、敷金なし

【手続方法】

町広報誌にてご案内し、申込受付を行います。
公募期間中に受付した方の中から、民生委員児童委員協議会で入居者を選考します。

◇お問い合わせ先

役場 建設課 公営住宅担当 TEL2-2111

2 住宅改修の支援

高齢者や障がいのある方が住宅の改修を行う場合に、関係者による住宅改修支援チームが改修に関する相談や助言を行い、個々の状況に合った住宅の整備を支援します。また、悪質なリフォーム業者からの被害を未然に防ぐことも目的としています。

※改修の費用を助成するものではありません。

【利用できる方】

介護保険や障がい福祉制度で住宅改修を行う方、高齢者や障がいのある方で住宅改修を行う方。

【支援の内容】

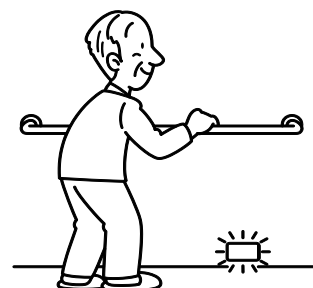
- ・民間建築士
改修の相談、改修方法・工事期間・概算工事費のアドバイス
- ・民間ボランティア
簡易な修繕等（材料費等の実費負担が発生する場合があります。）
- ・役場保健師、福祉・介護職員
家庭状況や身体状況、経済状況の把握、アセスメントの実施、関係機関との調整、介護保険などの福祉制度の利用

【費用】

無料 ※実際の改修費用は自己負担となります。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111



3 住宅手当緊急特別措置事業

離職により住宅を失った方などで、就労能力及び就労意欲のある方を対象として、賃貸住宅等の家賃を住宅手当として支給し、再就職に向けた支援を行います。

【対象となる方】

平成 19 年 10 月 1 日以降に離職した方で、現在住宅を喪失している、または喪失する恐れがあり、収入等の一定要件を満たしている方。

【主な支給要件】

区分	要件
収入要件	申請を行った月における申請者及び申請者と生計を一とする同居親族の収入合計額（月収）が以下の金額であること。 単身世帯：月額家賃（上限 24,000 円）＋84,000 円未満 2 人世帯：172,000 円以下 3 人以上：月額家賃（上限 31,000 円）＋172,000 円未満
資産要件	申請者及び申請者と生計を一とする同居親族の預貯金合計額が以下の金額であること。 単身世帯：50 万円以下 複数世帯：100 万円以下
就職活動要件	受給期間中、以下の就職活動を行うこと。 ・ハローワークでの職業相談：月 1 回以上 ・住宅確保・就労支援員による面接等支援：月 2 回以上 ・求人先への応募：原則週 1 回以上
支給期間	原則 6 か月間ですが、一定の条件により最大 3 ヶ月間延長可能です。
支給額	基本は家賃相当額ですが、収入額によって減額される場合があります。

◇お問い合わせ先

十勝総合振興局 社会福祉課 地域福祉係 TEL0155-27-8516

■ 災害時の支援

1 災害発生時の支援

災害などが発生した場合に、自力での非難や移動が困難な方に安否確認や救出、断水時の給水などを行います。

【登録の対象者】

- ・身体障害者手帳 1 級または 2 級で、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいの方
- ・療育手帳 A 判定の方
- ・難病患者（人工呼吸器、在宅酸素等使用者）
- ・65 歳以上の独居高齢者、75 歳以上の高齢夫婦世帯
- ・寝たきりの高齢者、認知症高齢者
- ・在宅で介護サービスを受けている要介護認定者 など

【支援の内容】

支援を希望する方は事前に災害時要援護者の登録が必要です。登録された方には災害時の安否確認、避難誘導、救出活動、断水時の給水などを行います。

また、日常から見守りや声かけなどの日常支援を行います。

【手続き方法】

地区の民生委員児童委員、または役場にて事前登録を行ってください。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111
地区民生委員児童委員

2 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金

【制度・事業の概要】

災害救助法が適用された自然災害により死亡した方の遺族や、自然災害により精神・身体に著しい障がいを受けた方に対し、災害弔慰金・災害障害見舞金を支給します。また、被災世帯の生活を立て直すための資金の貸付を行います。

※災害とは、暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波、その他の異常な自然現象により被害が生じることを行います。

種類	対象者	内容
災害弔慰金	受給遺族は、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（兄弟姉妹は一定の条件があります）	生計維持者が死亡した場合は 500 万円、その他の者が死亡した場合は 250 万円を支給。
災害障害見舞金	災害により重度の障がいを受けた方（程度によって異なります）	生計維持者の方は 250 万円、その他の方は 125 万円を支給。
災害援護資金	災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた方	350 万円以内で資金を貸付します。貸付金額は被害の種類や程度によって異なり、償還期間は 10 年です。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

■福祉・ボランティア団体の活動

1 社会福祉協議会

社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究、総合的企画及び実施、普及及び宣伝等を行います。

【事業の内容】

- ・社協だよりの発行
- ・無縁仏供養祭
- ・被災者見舞金
- ・福祉資金の貸付
- ・ボランティアのつどい
- ・ボランティア実践校交流会
- ・共同募金運動協力
- ・在宅重度障がい者と家族のつどい
- ・在宅ひとり暮らし高齢者等訪問サービス
- ・ひとり暮らし高齢者親睦会 など

◇お問い合わせ先

社会福祉協議会（生涯学習センター内） TEL2-4688

2 日本赤十字社の活動

日本赤十字社は国籍・人種・宗教・政治に関係なく、人道的任務を達成することを目的として、災害救援活動や医療事業、献血事業等の活動をしています。

【事業内容】

- ・災害救護
 - ・家庭看護法、救急法、水上安全法の普及
 - ・愛の献血運動
 - ・看護師養成
 - ・病院経営、巡回診療
 - ・引揚者救護
 - ・災害見舞金
- その他社会福祉事業など

【活動資金】

日本赤十字社の活動と運営は、皆様からお寄せいただく活動資金（社資及び寄付金）によって賄われています。毎年5月～6月を「赤十字運動月間」として、行政区を通じて活動資金の募集を行っています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【上士幌町赤十字奉仕団】

赤十字の理念に基づき、赤十字の使命とする人道的活動を実践しようとする方々よって地域的に結成されたボランティア組織で、地域における赤十字事業の推進役として活動を行っています。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

3 保護司の活動

保護司は、地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っています。

音更地区保護司会上士幌分区では、5名の保護司が過ちに陥った人達の更正と、明るい社会づくりのために活動しています。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 TEL2-2111

■その他

1 外国人高齢者・障害者への福祉給付金の支給

国民年金の制度的な理由により、公的年金を受給できない在日外国人高齢者・障がい者の方に給付金を支給します。

【利用できる方、支給額】

外国人登録または住民登録をしている在日外国人の方で、公的年金の受給要件を制度上満たすことのできない方や、重度心身障がい者の方。

支給額：高齢者 月額 10,000 円、障がい者 月額 25,000 円

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 Tel2-2111

2 高齢者等福祉バスの利用

高齢者や障がい者の移動手段として、町内市街地の循環と農村部から市街地への送迎を行うバスを利用できます。

【運行内容】

区分	バスの種類	運行曜日	備考
市街地バス	市街地循環バス	火・金	年末年始は休みです。 運行経路や時間、停留所についてはお問い合わせください。
農村部-市街地送迎バス	居辺線	月・水	
	萩ヶ岡線	火・木	
	上音更線	金	

【利用できる方】

65歳以上の高齢者、障がいのある方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方） ※バス利用者を介護する方を含む

【運賃・利用方法】

無料。利用時に運転手に介護保険被保険者証または障害者手帳を提示してください。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 Tel2-2111

3 福祉バス（借上バス）の利用

高齢者団体や障がい者団体、その他福祉団体が研修事業などへの参加する場合の送迎として、福祉バスが利用できます。

【利用できる方】

老人クラブ、母子寡婦会、戦没者遺族会、社会福祉奉仕団体、その他の社会福祉団体など。 ※詳しくはお問い合わせください。

【利用条件、利用料】

利用は1泊2日まで、1日あたり300km以内。

利用料無料。ただし、高速道路料金や駐車料金は利用する団体の負担となります。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 福祉担当 Tel2-2111

町内福祉施設・医療機関のご案内

1 健康増進センター「ふれあいプラザ」

保健センターとしての機能と公衆浴場としての機能を併せ持ち、住民の健康管理の面で地域に貢献する施設になっています。

【健康増進部門】

利用時間 午前9時～午後5時まで

休館日 毎週土・日曜日、祝祭日、年末年始（12月31日～1月5日）

【温泉浴場部門】

利用時間（夏期）月～金曜日 午後2：30～午後10：30

土・日曜日・祝祭日 午後1：00～午後10：00

（冬期）月～金曜日 午後2：00～午後10：00

土・日曜日・祝祭日 午後1：00～午後10：00

休館日 毎月第1・第3月曜日、年末年始（12月31日～1月5日）

【研修室の貸出】

営利を目的としない健康や福祉に関する会議・事業を行う際には、ふれあいプラザの研修室を貸し出ししています。

◇お問い合わせ先

役場 保健福祉課 健康増進担当
（ふれあいプラザ内）Tel 2-4128



2 町内の医療機関・薬局・介護保険施設など

施設	内容	電話番号
社会医療法人北斗 十勝恵愛会病院	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、放射線科、介護療養型医療施設 他	2-2010
はげあん診療所	内科、リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科	2-5678
上土幌歯科クリニック	歯科、矯正歯科、小児歯科、居宅療養管理指導	2-2243
塚本歯科医院	歯科	2-2532
ホシ山崎薬局	調剤薬局	2-2508
酒井天光堂薬局	調剤薬局	2-2507
福本太陽堂薬品	薬店	2-2062
ポテト調剤薬局上土幌店	調剤薬局、居宅療養管理指導	9-2177
特別養護老人ホーム上土幌 すすらん荘	介護老人福祉施設、短期入所生活介護	2-4632
デイサービスセンターひまわり	デイサービス	2-5111
認知症高齢者グループホーム むかし館	認知症対応型共同生活介護	2-2533
認知症高齢者グループホーム むかし館くつろぎ	認知症対応型共同生活介護	2-4275

いつでもお気軽にご相談ください

かみしほろ ふくしガイドブック

平成 24 年 6 月 発行

■編集・発行 上士幌町保健福祉課

〒080-1492

河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 238 番地

Tel01564-2-2111 fax01564-2-4637